

「東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の車種規制の経過措置期間の特例措置」
に対するパブリックコメントの結果概要について

I 概要

「東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の車種規制の経過措置期間の特例措置」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間： 平成 23 年 4 月 22 日（金）～平成 23 年 4 月 28 日（木）
- (2) 告知方法： 環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法： 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

II 御意見の提出数

- (1) 御意見の提出者数と内訳

事業者団体・民間事業者関係	1 通
個人・市民団体・その他	1 通
合 計	2 通

- (2) 意見ののべ総数 2 件

III 御意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

**「東日本大震災に伴う自動車NO_x・PM法の車種規制の経過措置期間の特例措置」に対する
意見の募集(パブリックコメント)について**

NO	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>NO_x・PM法施行後の大気汚染状況は、二酸化窒素でみても道路沿道ではいまだに環境基準を達成できない地域があるなど、一進一退が続いている。</p> <p>また、PM2.5の状況や、車種規制の対象となる車両を有する事業者の厳しい経営状況を踏まえ、車種規制がスムーズに受け容れられるよう十分な支援策が不可欠である。現行の助成金の充実をはじめ、エコドライブや安全対策に有効な支援機器の普及等と合わせた「使い勝手の良い」支援策を充実するのであれば、今回の特例措置はやむをえないと考える。</p>	<p>御指摘のとおり、都市部の道路沿道においては、二酸化窒素の環境基準を達成できていない地域が存在しております。</p> <p>しかし、この度の震災の影響で、対象車両の所有者の意思に関わらず車両購入ができない状況が発生しており、このままでは例えば路線バスの運行などの市民の日常生活にも影響を及ぼすことが懸念されたことから今回の措置を行った次第です。</p> <p>なお、自動車による大気汚染対策としては、政府全体として、トラック・バス等への補助金や関連する税の軽減等の他、エコドライブの促進等の取組を行っているところです。</p>
2	<p>震災の影響で完成車が供給されにくい状況は十分理解でき、このような措置が必要であること理解いたしますが、今回の措置により、そもそも完成車を購入する予定のない本来運行を中止する予定だった車両までが、この特例を受け、次期車検まで非適合車を運行できることについては、法令の主旨と今回の特例措置背景と照らし合わせて問題がある。</p> <p>よって、一定期間内に完成車が調達できない事例に限ってのみ、特例措置が受けられるよう限定すべき。</p>	<p>今回の特例措置は、今回の特例措置をとらなかった場合に路線バスの運行といった日常生活に及びうる影響と、大気環境への影響とを考慮し、措置の実施可能性も踏まえて、必要最低限の範囲となるようにしております。</p>